

報道関係者各位

令和7年3月17日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	パナソニックEWエンジニアリング(株) (大阪府大阪市中央区城見2丁目1-61)									
停 止 期 間	令和7年3月17日～令和7年6月16日									
停止措置の理由	上記の者は、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたとして、国土交通省関東地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令を受けた。									
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2(第3条、第5条関係) 贈賄、不正行為等に基づく停止基準 <table><tr><th>措 置 要 件</th><th>要 件</th><th>期 間</th></tr><tr><td>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。</td><td>ウ 府外工事等における違反</td></tr></table>				措 置 要 件	要 件	期 間	8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反
措 置 要 件	要 件	期 間								
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反								



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課 (担当：工原、林田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1065、FAX：0773-62-9894

E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp